

P090701

B-R16-1/1

2020年10月19日

「異議申立処理規定」の改定のお知らせ

「異議申立処理規定」を下記の通り改定しましたのでお知らせします。

記

1. 対象文書

P090701 異議申立処理規定

2. 版及び改定年月日

版:P090701 R16

改定年月日:2020年10月19日

3. 改定内容及び改定理由

附則(2)に「なお、2018.3.20以降は、JIS Q 27006:2018 (ISO/IEC27006:2015)を適用する。」を追記

異議申立処理規定

公益財団法人 防衛基盤整備協会

システム審査センター

改	Q	A	E	I	
	Q	A	E	I	目 次
	Q	A	E	I	1 目 的 3
	Q	A	E	I	2 適用範囲 3
	Q	A	E	I	3 関連文書 3
	Q	A	E	I	3.1 上位文書 3
	Q	A	E	I	3.2 引用文書 3
	Q	A	E	I	4 定 義 4
	Q	A	E	I	5 当センターの責任等 4
	Q	A	E	I	6 異議処理委員会の設置 4
	Q	A	E	I	7 異議申立ての取扱い 4
	Q	A	E	I	8 異議申立ての受付 4
	Q	A	E	I	9 異議申立ての審理 5
	Q	A	E	I	10 当センターにおける処置 6
	Q	A	E	I	10.1 認証に関する決定の変更 6
	Q	A	E	I	10.2 認証決定以外の処置 6
	Q	A	E	I	11 記 録 6
	Q	A	E	I	12 処置の有効性の評価 6
	Q	A	E	I	13 処置結果の公表等 6
	Q	A	E	I	13.1 処置結果の公表範囲等 6
	Q	A	E	I	13.2 公 表 6
	Q	A	E	I	13.3 公平性委員会への報告 6

改	Q	A	E	I	
	Q	A	E	I	1 目的
	Q	A	E	I	公益財団法人 防衛基盤整備協会システム審査センター(以下「当センター」という。)
	Q	A	E	I	の認証活動に関し、異議申立てを受けた場合の対応についての処理手順及び処理要領
	Q	A	E	I	を定める。
	Q	A	E	I	C090701 異議申立処理プロセスの概要は、ホームページ等に公開する。
	Q	A	E	I	2 適用範囲
	Q	A	E	I	当センターに対して行われた異議申立及び異議処理委員会に適用する。
	Q	A	E	I	異議申立処理プロセスのホームページ等における公開は、P080101 公開情報管理
	Q	A	E	I	規定を適用する。
	Q	A	E	I	3 関連文書
	Q	A	E	I	次の文書は最新版を適用すること。
	Q	A	E	I	3. 1 上位文書
	Q	A	E	I	JIS Q 17021-1 適合性評価—マネジメントシステムの審査
	Q	A	E	I	及び認証を行う機関に対する要求事項—
	Q	A	E	I	第1部：要求事項
	A	A	A	A	JAB MS101 マネジメントシステム認証機関に対する認定の補足
	A	A	A	A	基準—航空宇宙品質マネジメントシステム—
	A	A	A	A	SJAC 9104-1 航空、宇宙及び防衛分野の品質マネジメント
	A	A	A	A	システムの認証プログラムに対する要求事項
	Q	A	E	I	MS-M0001 マネジメントシステムマニュアル (MSM)
	Q	A	E	I	3. 2 引用文書
	Q	A	E	I	規定
	Q	A	E	I	P050202 公平性委員会規定
	Q	A	E	I	P070201 要員管理規定
	Q	A	E	I	P080101 公開情報管理規定
	Q	A	E	I	名簿
	Q	A	E	I	L090701-01 異議処理・苦情等処理委員会委員名簿
	Q	A	E	I	様式
	Q	A	E	I	F-P090701-01 異議申立書
	Q	A	E	I	F-P090701-02 異議処理委員会委員通知書
	Q	A	E	I	F-P090701-03 異議調査報告書
	Q	A	E	I	F-P090701-04 異議処理進捗状況
	Q	A	E	I	F-P090701-05 異議処理・苦情等処理委員会議事録
	Q	A	E	I	F-P090701-06 判定結果通知書
	Q	A	E	I	F-P090701-07 判定結果処置状況
	Q	A	E	I	F-P090701-08 異議処理終了通知書
	Q	A	E	I	F-P090701-09 異議処理管理表
	Q	A	E	I	フローチャート
	Q	A	E	I	C090701 異議申立処理プロセス
	Q	A	E	I	3. 3 参考文書
	Q	A	E	I	M030101 プロセス・フロー
	Q	A	E	I	M030401 記録管理規定
	Q	A	E	I	P050201 公平性管理規定
	Q	A	E	I	P080501 機密保持規定
	Q	A	E	I	P090601 認証管理規定
	Q	A	E	I	P090801 苦情等処理規定
	Q	A	E	I	P100101 不適合の疑いの処理規定

改	Q	A	E	I	
	Q	A	E	I	4 定義
	Q	A	E	I	異議申立てとは、適合性評価の対象について行った決定に対し、その提供者である当センターの認証を受けた組織が決定の再考を求める要請。
	Q	A	E	I	5 当センターの責任等
	Q	A	E	I	(1) 当センターは、認証機関として、異議申立処理プロセスの全ての段階のすべての決定に対して責任を負う。
	Q	A	E	I	(2) 異議申立処理プロセスに従事する者が、審査を実施した者及び認証を行った者と異なることを確実にするため、審査業務部長は、委嘱された委員で構成する異議処理委員会に当該案件を上程しなければならない。
	Q	A	E	I	(3) 当センターの職員は、異議の申立を妨げてはならない。
	Q	A	E	I	(4) 異議申立の提出及び調査並びに異議申立てに関する決定が、申立者に対する差別的行動につながってはならない。
	Q	A	E	I	(5) 認証が一時停止される場合には、当該受審組織との間で、適切な処置の方向について合意をしなければならないが、処置の方向について合意に至らない場合には、本規定に基づき、処理しなければならない。
	Q	A	E	I	6 異議処理委員会の設置
	Q	A	E	I	認証決定の変更、とるべき処置事項、是正処置、予防措置等について申立者に伝達される決定の見直し及び承認（意見、助言等）などを行うため、外部委員によって構成される異議処理委員会を当センターに設置する。
	Q	A	E	I	異議処理委員会は、外部委員の過半数の出席により成立する。
	Q	A	E	I	7 異議申立ての取扱い
	Q	A	E	I	異議申立ての取扱は、次による。
	Q	A	E	I	(1) 異議申立ての取扱窓口は、当センター審査業務部とする。
	Q	A	E	I	(2) 異議申立てする者（以下「申立者」という）は、申立ての事由の発生を知りえた日の翌日から 30 営業日（営業日：当センターの出勤日）以内に、その申立てを原則として申立者名（及び連絡先）を明記した文書で審査業務部長経由当センター長に提出しなければならない。
	Q	A	E	I	(3) 異議の申立は、その異議申立ての具体的内容を記述した F-P090701-01 異議申立書及び必要に応じ関連資料をもって行う。
	Q	A	E	I	8 異議申立ての受け付け
	Q	A	E	I	(1) 異議の申立てがあった場合、原則としてこれを受け付け 10 営業日以内に申立者に対して、F-P090701-01 異議申立書により異議を受領したことを通知する。
	Q	A	E	I	(2) 審査業務部は、異議申立書を受領した場合、内容について妥当性の確認、調査及び以前の同様な異議申立ての有無の確認を実施する。
	Q	A	E	I	異議申立ての妥当性を確認するために必要な全ての情報の収集及び検証に責任を持つ。
	Q	A	E	I	(3) 必要に応じてマスコミ報道、規制当局による公表、関係者からの通報告発・苦情等により、当センターが知りえた被認証組織に関する意図的な法令違反等の不適切な活動に対しては、顧客要求事項に対する適合性の観点から、当該組織の調査（事実確認及び又は MS の有効性の審査を含む。）を行い、異議処理委員会に上程する。

改	Q	A	E	I	
	Q	A	E	I	9 異議申立ての審理
	Q	A	E	I	(1) 異議申立てを受領した場合、当センターは速やかに異議処理委員会を開催し、申立てられた異議についての審理を行う。
	Q	A	E	I	(2) 異議処理委員会は、L090701-01 異議処理・苦情等処理委員会委員名簿に示す異議処理委員及び必要に応じて有識者等の専門委員によって構成される。
	Q	A	E	I	異議処理委員の委嘱については、公平性委員会規定に準じて、理事長が委嘱する。委嘱に関する決裁については公平性委員会規定9.2(2)を準用する。
	Q	A	E	I	(3) 当センターは、異議処理委員の氏名、所属等を申立者にF-P090701-02 異議処理委員会委員通知書により通知する。
	Q	A	E	I	申立者は、異議処理委員に同意できない正当な理由がある場合は、該当委員の忌避を申し出ることができる。
	Q	A	E	I	(4) 異議処理委員について、申立者から該当委員の忌避の申し出があった場合には、当該異議処理委員会からはずし、改めて前(3)項の手続により、申立者に通知する。
	Q	A	E	I	(5) この異議処理プロセスに従事する者は、審査を実施した者及び認証の決定を行った者と異なる者でなければならない。
	Q	A	E	I	(6) 異議処理委員会は、委員等が確定した後30営業日以内に審理を開始し、審理開始後6か月以内に結論を出すものとする。
	Q	A	E	I	(7) 審査業務部長は、異議処理委員会の開催日が決定したら、申立者に対して異議処理委員会の開催日時を通知する。
	Q	A	E	I	(8) 異議処理委員会は、委員の過半数の出席により、成立する。
	Q	A	E	I	異議処理委員会は、原則として申立者に、異議処理委員会の審理の場における意見表明の機会を与えることができる。その場合は、P070201 要員管理規定の様式により、誓約書を当センターに提出しなければならない。
	Q	A	E	I	(9) 異議処理委員会から要請があった場合、申立者は追加関係資料の提出及び/又は事情聴取に協力するものとする。
	Q	A	E	I	(10) 異議処理委員会は、必要に応じ当該申立案件を審査した審査員に細部説明を求められることができる。
	Q	A	E	I	異議処理委員会は、F-P090701-03 異議調査報告書により異議調査報告書を提出させる。
	Q	A	E	I	(11) 異議処理委員会は、異議申立ての受領、妥当性の確認及び調査に関するプロセスの概要、並びに以前の同様な異議申立ての結果を考慮して、今回の異議申立てに対してとるべき処置の決定のプロセスを明確にして判定結果を決定する。
	Q	A	E	I	(12) 異議処理委員会に提出された資料のうち、当該異議処理委員会議事内容に関連する資料は、特定の組織に関する情報を含む場合があるため、異議申立者は、その組織の書面で同意のない限り第三者に開示してはならない。異議申立者は、当該審理に先立って、これに係る誓約書については、P070201 要員管理規定の様式により当センターに提出しなければならない。
	Q	A	E	I	(13) 異議申立ての解決のためにとられた処置を含む異議申立ての追跡経過を記録する。
	Q	A	E	I	(14) 申立者に対し異議申立ての受領を通知し、進捗状況報告及び異議申立ての結果をF-P090701-04 異議処理進捗状況により提供するものとする。
	Q	A	E	I	(15) 判定は、異議処理委員会出席者の過半数の議決による。異なる意見があった場合にはそれぞれ併記する。議事録はF-P090701-05 異議処理・苦情等処理委員会議事録により作成する。
	Q	A	E	I	(16) 当センターは、判定結果について、申立者に対し異議処理委員会における判定結果をF-P090701-06 判定結果通知書により通知する。申立者に伝達される決定は異議申立て対象に関与していなかった者によって行うか、又はレビューし、承認しなければならない。

改	Q	A	E	I	
	Q	A	E	I	(17) 異議処理委員会の判定結果、必要に応じて、認証決定の変更、必要な予防処置、適切な修正及び是正処置を実施し、その結果の有効性の確認を行い、F-P090701-7 判定結果処置状況に記載する。
	Q	A	E	I	(18) 異議申立てに対する処理が終了した場合は、申立者に対し異議申立て処理プロセスの終了を F-P090701-08 異議処理終了通知書により正式に通知するものとする。
	Q	A	E	I	10 当センターにおける処置
	Q	A	E	I	10.1 認証に関する決定の変更
	Q	A	E	I	当センターは、異議申立ての審理結果、必要な場合は、認証に関する決定の変更等、適正な処置をとるものとする。
	Q	A	E	I	10.2 認証決定以外の処置
	Q	A	E	I	(1) 審査業務部長は、当センターに対する異議等の原因を調査し、当センターのマネジメントシステムに問題がある場合は、速やかに適切な修正及び是正処置を実施する。
	Q	A	E	I	(2) 審査業務部長は、当センターに対する異議等の発生状況を分析して、当センターのマネジメントシステムに潜在する問題要因を抽出し、適切な予防処置を講ずる。
	Q	A	E	I	11 記録
	Q	A	E	I	審査業務部は、異議申立ての受付から処置結果の公表に至る経緯、審理結果及び申立者の対応等、並びにこれに係わる認証に関する修正処置を F-P090701-09 異議処理管理表により記録するものとする。
	Q	A	E	I	12 処置の有効性の評価
	Q	A	E	I	内部監査において異議等の内容及び処置の記録、適切な修正及び是正処置又は予防処置の記録を審査し、実施した処置の有効性を評価し、F-P090701-07 判定結果処置状況に記載する。但し、「内部監査規定 (M030601 R10) 5.5.3 監査のフォローアップ」に定める内部監査処置事項管理表 (様式 F-M030601-05) に記載することが適当であると認められる場合は、これによることができる。
	Q	A	E	I	13 処置結果の公表等
	Q	A	E	I	13.1 処置結果の公表範囲等
	Q	A	E	I	認証制度の信頼性及び有効性の向上を狙いとして、秘密保持の観点において許容される範囲内で原則として、全ての案件に対する処置結果の公表を行う。
	Q	A	E	I	処置結果の公表は、公開情報管理規定に基づき実施する。
	Q	A	E	I	13.2 公表
	Q	A	E	I	公表は処置結果の内容に応じて、P080101 公開情報管理規定に基づき、ホームページ、公表文書等により行う。
	Q	A	E	I	13.3 公平性委員会への報告
	Q	A	E	I	異議申立処理状況及び処理結果は、公平性委員会に報告する。
	Q	A	E	I	附則
	Q	A	E	I	(1) R11 の適用 QMS、AQMS、EMS における JIS Q 17021:2011 から JIS Q 17021-1:2015 への変更適用は、原則として 2016 年 1 月 1 日からとする。2015 年 12 月 31 日までは、JIS Q 17021:2011 適用の回次 R10 を適用する。
	Q	A	E	I	ISMS では、JIS Q 17021-1:2015 の適用開始は、JIS Q 27006:2015 の発行後適用時期を設定するまで、JIS Q 17021:2011 適用の回次 R10 を適用する。
	Q	A	E	I	(2) R13 の適用 ISMS では、JIS Q 17021-1:2015 の適用開始は、ISO/IEC 27006:2015 の適用時期と同時にし、その適用時期は、原則 2017 年 1 月 1 日からとする。それまでは、JIS Q 17021:2011 適用の回次 R10 を適用する。
追				I	なお、2018.3.20 以降は、JIS Q 27006:2018 (ISO/IEC27006:2015) を適用する。